

埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県 獣医師会 会報

第 679 号

(定時総会再通知)

令和 2 年 5 月 20 日 編集

発行所
公益社団法人 埼玉県獣医師会
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
(埼玉県農業共済会館内)
電話 048(645)1906
FAX 048(648)1865
E-mail : s-vma@vesta.ocn.ne.jp
URL : <http://www.saitama-vma.org/>
振替口座 00110-9-195954番

発行責任者 高橋 三男

編集責任者 大橋 邦啓

印刷所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記事の内容

定時総会再通知

公益社団法人埼玉県獣医師会第72回定時総会
並びに埼玉県獣医師連盟総会開催…………… 1
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
規模を縮小して開催しますのでご協力をお
願います。前号(第678号)に同封した
委任状を未提出の方は至急投函をお願いし
ます。)

令和2年度関東・東京合同地区獣医師大会(栃
木)、獣医学術関東・東京地区学会の1年
延期について…………… 2

令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大
会及び獣医学術地区学会・地区獣医師大会
の開催中止について…………… 2

会務報告

監査…………… 3
第1回獣医事調査委員会…………… 3
第1回総務委員会…………… 3
第1回理事会…………… 3

新入会員報告

新入会員紹介…………… 4

お知らせ

埼玉県農林部畜産安全課長からのお知らせ
…………… 5
日本獣医師会からのお知らせ…………… 8
新型コロナウイルス関連のお知らせ…………… 11

埼玉県獣医師会学術広報版…………… 18

事務局より

事務局メモ…………… 19

編集後記…………… 20

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めま

す。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう
1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう
1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう
1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう
1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

公益社団法人埼玉県獣医師会第72回定時総会 並びに 埼玉県獣医師連盟総会開催

定款第14条に基づき定時総会を次のとおり開催いたします。しかしながら新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、役員等最小限の人数により、感染防止対策を講じたうえでの開催とさせていただきます。会員の皆様には所属支部の支部長などの本会役員（会長、副会長、理事、監事）に議決権行使の権限を委任していただきますようお願いいたします。

前号にて送付した委任状を未だ提出されていない先生におかれましては、速やかにご返送くださるよう、お願い申し上げます。

公益社団法人埼玉県獣医師会第72回定時総会開催

- | | | | |
|-----------------------|-----------------------------------|-------|---------------------------------------|
| 1. 日時 | 令和2年6月4日（木） 午後2時00分（受付 午後1時から） | 第2号議案 | 令和元年度決算の承認に関する件 |
| 2. 場所 | さいたま市大宮区「清水園」 | 第3号議案 | 令和2年度会費（負担金）および入会金（案）に関する件 |
| 3. 議事 | | 第4号議案 | 令和2年度一時借入金の最高限度額および借入・預入先金融機関の決定に関する件 |
| 報告事項 | | 第5号議案 | 令和2年度役員報酬に関する件 |
| 令和2年度事業計画および収支予算に関する件 | | 第6号議案 | 役員候補の補欠選任に関する件 |
| 決議事項 | | | 付帯決議 |
| 第1号議案 | 令和元年度事業報告の承認に関する件 | | |

注：例年開催しております、総会終了後の懇親会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度に限り開催中止とさせていただきます。

埼玉県獣医師連盟総会開催

前記の埼玉県獣医師会第72回定時総会開催に先立ち、令和2年6月4日（木）午後1時20分から、埼玉県獣医師会総会会場（さいたま市大宮区「清水園」）において開催します。

こちらも新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役員等最小限の人数での開催とさせていただきます。

- | | | | |
|-------|-----------------------------------|-------|-------------------------|
| 1. 日時 | 令和2年6月4日（木） 午後1時20分（受付 午後1時から） | 3. 議事 | |
| 2. 場所 | さいたま市大宮区「清水園」 | 第1号議案 | 令和元年事業報告および収支決算の承認に関する件 |
| | | 第2号議案 | 令和2年事業計画および会費徴収（案）に関する件 |

令和2年度関東・東京合同地区獣医師大会（栃木）、 獣医学術関東・東京地区学会の1年延期について

関東地区獣医師会連合会大住敬会長（栃木県獣医師会長）から連絡があり、令和2年9月6日（日）に開催を予定していた標記大会、学会については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、1年延期をして、令和3年9月12日（日）に栃木県総合文化センターにおいて開催されることになりましたので、おしらせします。

令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会及び 獣医学術地区学会・地区獣医師大会の開催中止について

日本獣医師会から以下のとおり通知があり、令和3年1月22日（金）から24日（日）に、神戸市の神戸国際会議場・神戸国際展示場で開催を予定していた獣医学術学会年次大会の開催中止を決定するとともに、獣医学術地区学会及び地区獣医師大会についても開催担当地方獣医師会の了承を得て開催を中止することになりました。

2日獣発第16号
令和2年5月18日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 蔵内 勇夫
(契印及び公印の押印は省略)

令和2年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会及び獣医学術地区学会・ 地区獣医師大会の開催中止について

平素から本会事業につきましては、ご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国における新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、全土に「緊急事態宣言」が発出され、密閉・密集・密接した場所における集会の開催や、他都道府県への移動を含む、不要不急の外出自粛の措置が講じられたものの、未だその収束が見えない状況にあります。また、夏季に向かい一時的に収束したとしても来冬には再びある程度の流行が予見されるとの専門家の意見等もあり、アフリカ等の開発途上国における流行の継続等を考慮すると、屋内において開催する大規模なイベントは、今後自粛を継続する必要があると考えられます。

本会ではこのような状況に鑑み、令和2年4月20日（月）開催の業務運営幹部会において、本会主催の令和2年度獣医学術学会年次大会とともに、獣医学術地区学会及び地区獣医師大会についても開催担当地方獣医師会の了承を得て開催を中止することといたしましたので、ご承知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

会務報告

監査

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月27日付けで各監事あてに関係資料を送付し、令和元年度の会計、財産及び会務の執行状況に関する在宅での監査を実施した。

第1回獣医事調査委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年5月11日付けで各委員あての書面により次の事項を協議した。

協議事項

新入会員の審査について

入会申込書が提出されている開業支部2名、衛生支部1名、団体支部1名の入会について審査し、全て適正と認め、理事会に付議することとなった。

第1回総務委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年5月13日付けで各委員あての書面により次の事項を協議した。

1 協議事項

(1) 令和元年度事業報告並びに収支決算について

令和元年度の会務運営や各種事業の実績並びに収支決算について承認された。

(2) 第72回定時総会の運営について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必要最小限の人数で感染拡大防止対策を講じたうえで開催し、来賓の招待、祝寿表彰、新入会員歓迎セレモニー、懇親会は行わないこと。それに伴い例年実施している総務委員を中心とした会員の応援による総会運営体制は実施しないことが承認された。

第1回理事会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議を開催することなく、令和2年5月19日付けで各理事あての書面により次の事項を協議し、全ての理事の同意が得られ、全ての監事の異議がないことが確認されたため、理事会の決議があったものとみなされた。

1 決議事項

第1号議案 第72回定時総会の開催及び提出議案に関する件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必要最小限の人数で感染拡大防止対策を講じたうえで開催し、来賓の招待、祝寿表彰、新入会員歓迎セレモニー、懇親会は行わないこと。

第2号議案 令和元年度事業報告の承認に関する件

令和元年度事業報告を承認し、定時総会に提出すること。

第3号議案 令和元年度決算の承認に関する件

令和元年度決算を承認し、定時総会に提出すること。

第4号議案 令和2年度祝寿表彰及び功労会員の承認に関する件

祝寿表彰（米寿3名、喜寿5名、古希10名）並びに各支部長から推薦された功労会員9名を承認すること。

2 協議事項

第72回定時総会の運営について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必要最小限の人数で感染拡大防止対策を講じたうえで開催し、来賓の招待、祝寿表彰、新入会員歓迎セレモニー、懇親会は行わないこと。それに伴い例年実施している総務委員を中心とした会員の応援による総会運営体制は実施しないこと。

新入会員報告

新 入 会 員



うちだ ひろと
内田 裕人
衛生支部

勤務部会

| 支 部 名 | 氏 名 | 勤 務 先 |
|-------|---------|----------|
| 衛生 | 内 田 裕 人 | 埼玉県川口市役所 |

広告

わたしたち森久保薬品は人と動物の「これから」を真剣に考えています。

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">胃腸と皮膚が気になる犬に</p>  <p>ドクタークレド Dr. CREDO No.1 成犬用 総合栄養食 1kg・3kg</p> | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">血流と健康が気になる犬に</p>  <p>ドクタークレド Dr. CREDO No.2 中・高齢犬用 総合栄養食 1kg</p> | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">下部尿路が気になる成猫に</p>  <p>ドクターアイデア Dr. IDEA No.1 成猫用 総合栄養食 150g×6パック(900g) 400g×6パック(2.4kg)</p> | <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">成猫の体重管理に</p>  <p>ドクターアイデア Dr. IDEA No.2 成猫用 総合栄養食 150g×6パック(900g) 400g×6パック(2.4kg)</p> |
|--|---|--|---|

 **森久保薬品株式会社**

神奈川：046-221-0620 山梨：055-224-5278 群馬：027-230-3322 東京：042-564-2381 埼玉：04-2968-0881
三郷：048-948-2112 栃木：028-666-3399 茨城：0296-43-1661 千葉：043-309-8080

お知らせ

畜安第107-3号

令和2年4月22日

公益社団法人 埼玉県獣医師会

会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部畜産安全課長

野澤 裕子 (公印省略)

アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について (通知)

日頃から家畜衛生行政の推進につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。

アフリカ豚熱、口蹄疫等については、特に総合的に発生の予防及びまん延防止のための措置を講ずる必要があるものとして、畜産関係者に飼養衛生管理の確認、指示並びに万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

一方、中国を始めとするアジアやロシア等、日本の周辺国でこれら家畜伝染病の発生が継続して確認されており、依然として我が国への侵入リスクが高い状況です。

昨年発生が確認された新型コロナウイルス (COVID-19) の人への感染が世界的に拡大し、各国で海外渡航の自粛等を実施したことにより、人・モノの移動が減少している状況ではありますが、引き続き、家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、飼養衛生管理基準の徹底等により、発生予防対策に万全を期すことが不可欠です。

については、別添令和2年4月22日付け2消安第424号 (農林水産省消費・安全局長通知) を踏まえ、家畜を飼養する貴会会員においても飼養衛生管理基準を遵守するとともに、防疫対策の徹底をお願いいたします。

記**1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底**

家畜関係者等は、アフリカ豚熱や口蹄疫等の発生地域への渡航を自粛してください。

2 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底等

- (1) 衛生管理区域や畜舎に必要な人を入らせず、また、不要な物を持ち込ませないでください。
- (2) 衛生管理区域に人 (農場従業員を含む) が立ち入る場合や物が持ち込まれる場合、手指の消毒、専用の長靴の着用等必要な措置を実施してください。
- (3) 野生動物の侵入防止対策として、適切な防護柵、防鳥ネット等を設置してください。

3 早期発見・早期通報の徹底について

家畜の管理等を行う方は、家畜伝染病を疑う家畜を発見したときは管轄の家畜保健衛生所に通報してください。また、早期発見・早期通報できるよう、飼養家畜の健康観察は念入りに行ってください。

※別添省略

畜安第91-3号
令和2年4月28日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部畜産安全課
課長 野澤 裕子 (公印省略)

家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充及び飼養衛生管理基準の改正を踏まえた遵守指導の徹底について (通知)

日頃より家畜衛生の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、飼養衛生管理基準（豚、いのしし）を含む家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第14号）及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号）については、それぞれ令和2年3月9日及び4月3日に交付されたところです。

今回、標記について、令和2年4月17日付け2消安第324号農林水産省消費・安全局長通知がありました。

ついては、会員の皆様に周知していただくとともに、拡充された新たな飼養衛生管理基準及び改正後の飼養衛生管理基準の遵守のための指導に御理解・御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

畜安第92-3号
令和2年4月28日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部畜産安全課
課長 野澤 裕子 (公印省略)

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き及び飼養衛生管理基準遵守状況チェック表の改訂について (通知)

日頃より家畜衛生の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導については、飼養衛生管理基準（豚、いのしし）を含む家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第14号）及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号）が、それぞれ令和2年3月9日及び4月3日に交付されたことに伴い、同年4月17日付け畜安第91号で通知させていただいたところです。

今般、令和2年4月17日付け2消安第325号農林水産省消費・安全局長通知により、別添のとおり「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」及び「飼養衛生管理基準遵守状況チェック表」を改訂した旨の通知がありましたので、会員の皆様に周知していただくとともに、今後とも本県の家畜衛生の推進に御理解・

御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本通知をもって、「豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザにかかる飼養衛生管理基準の再徹底について（平成30年12月20日付け30消安第4654号）」は廃止されます。

※別添省略

畜安第125－2号
令和2年5月15日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部畜産安全課
課長 野澤 裕子（公印省略）

獣医療法施行規則及び告示の一部改正について（通知）

獣医事行政の推進については、日頃から格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり令和2年4月22日付け元消安第6098号により農林水産省消費・安全局長通知がありましたので、会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正趣旨

国際放射線防護委員会の2011年勧告に基づく放射線審議会の意見具申を踏まえた放射線障害の防止の基準等の改正

2 改正の内容

(1) 放射線診療従事者等の眼の水晶体の線量限度等の変更（規則第13条関係）

- ア 令和3年4月1日以後5年毎に区分した各期間の上限値を100ミリシーベルトとする規定を追加
- イ 4月1日を始期とする1年間の上限値を150ミリシーベルトから50ミリシーベルトに厳格化

(2) 眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録及びその保存に係る規定の追加（規則第15条関係）

(3) 眼の水晶体の等価線量を算定するための測定方法の規定の変更（規則第14条関係及び告示第3条関係）

(4) その他

原子力規制庁所管法の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号）改正に伴う形式的改正等

※別添省略

令和2年5月1日

地方獣医師会事務局 御中

環境省動物愛護管理室より通知がございましたので、お送りいたします。

このたびの通知は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行に向けて、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正について、令和2年4月環境省告示第53号として告示され、令和2年6月1日から適用されることとなった旨の周知を依頼されたものです。

併せまして本改正に関する概要が掲載されているURLを添付いたします。

<<http://www.env.go.jp/press/107999.html>>

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人 日本獣医師会

記

件名：動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正について（通知）

環境省報道発表資料

令和2年4月30日

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正（告示）について

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を改正し、本日公布したのでお知らせいたします。

1. 背景

令和元年6月19日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律39号。以下「改正法」という。）については、令和2年6月1日から施行されます。施行に向け、改正法の趣旨を踏まえた同法の円滑な運用と動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、中央環境審議会動物愛護部会の審議に基づく、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について（令和2年3月26日第2次答申。『動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針』の改正に係るもの。）」を受け、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）について、所要の改正をしたものです。

2. 施行期日

令和2年6月1日

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日)

3. 改正の概要

別添「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正について」を御参照ください。

※ 別添については <http://www.env.go.jp/press/107999.html> を参照してください。

令和2年5月7日

地方獣医師会事務局 御中

本年度の狂犬病予防注射の実施に関し、本日、厚生労働省健康局結核感染症課から各自治体狂犬病予防業務担当課宛てに以下の内容をメール送信した旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

引き続き、各地域での予防注射対応に変化などございましたらお知らせいただければ幸いです。

日本獣医師会事務局

【情報提供】狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について（その2）

都道府県
各保健所設置市 動物由来感染症対策担当課、狂犬病予防業務担当課 御中
特別区

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）に基づく狂犬病の予防注射については、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、令和2年4月7日に緊急事態宣言が行われたことから、令和2年4月8日付事務連絡「狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」で当該予防注射の時期については、本年7月以降に受けることも差し支えないこととする方向で検討を進めていることを御連絡したところです。

その後、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大に伴い、令和2年4月16日に対象地域が全都道府県に拡大され、令和2年5月4日、緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが決定されました。

こうした状況を踏まえ、狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について、本年7月以降に受けることも差し支えないよう当省で必要な法的措置を行うこととしておりますので、事前にご連絡します。

都道府県等におかれましては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、当該予防注射の実施時期に基づき犬の所有者が外出する機会が増えることのないよう柔軟に検討いただきますよう、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしく申し上げます。

厚生労働省健康局結核感染症課
動物由来感染症指導係

令和2年5月11日

獣医師会事務局 各位

平素から大変お世話になっております。

今後のアジア獣医師会連合（FAVA）関連会議の開催につきまして、以下のとおり決定いたしましたので、お知らせします。

【今後のアジア獣医師会連合（FAVA）関連会議の開催】

- ・2020年10月にマレーシアのサラワクで開催予定の第42回代表者会議は、2020年10月13日（火）ウェブ会議で開催（場所を入れ替え）。
- ・2020年10月にマレーシアのサラワクで開催予定の第21回FAVA大会は、2021年に開催を延期。
- ・2021年、第21回FAVA大会及び第43回代表者会議をマレーシアで開催。
- ・2022年11月、日本の福岡で開催予定の第22回FAVA大会及び第44回代表者会議は、予定どおり開催。

公益社団法人 日本獣医師会事務局

広告



こわい狂犬病から
ぼくを守ってね

毎年1回の狂犬病予防注射を忘れずに！



研究開発元 一般財団法人 松岡科学研究所

製造販売元 松研薬品工業株式会社

〒184-0003 東京都小金井市緑町5丁目19番21号

TEL: (042) 381-0075 FAX: (042) 381-0344

URL: <http://www.matsuken-yakuhin.com>

E-mail: daihyo@matsuken-yakuhin.com

■ 松研狂犬病 TC ワクチン

劇 要指示 指定

松研の動物用生物学的製剤

豚用ワクチン

- 豚コレラ生ウイルス乾燥予防液
- 松研豚丹毒生ワクチン
- ポーシリス APP-N
- ポーシリス ERY
- ポーシリス STREPSUIS
- ポーシリス Begonia DF・10
- ポーシリス Begonia DF・50

水産用ワクチン

- Mバック レンサ 注
- Mバックイニエ
- 松研Mバック IPレンサ

家畜用抗毒素

- 破傷風血清

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制上の措置等に係る周知について

令和2年5月1日、日本獣医師会事務局から以下の情報提供及び会員への周知依頼がありました。

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課から情報提供がございました。
つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

日本獣医師会 境専務理事 様

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第26号）が成立、同日施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等（※）を講ずることとなりました。

これに関連して、国税庁、総務省、厚生労働省が以下のWebサイトを開設いたしました。

貴会及地方会等のホームページへの掲載などにより広く周知広報いただくようお願いいたします。

●国税に関する措置

（国税庁Webサイト）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について > 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

●地方税に関する措置

（総務省Webサイト）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

トップページ > 新型コロナウイルス感染症対策関連 > 地方行財政 > 地方税制

●社会保険料に関する措置

（厚生労働省Webサイト）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

トップページ > 社会保険料の納付等について

※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等の一覧

（国税関係）

- ・納税の猶予制度の特例
- ・欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・消費税の課税選択の変更に係る特例
- ・特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

（地方税関係）

- ・徴収の猶予制度の特例

- ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
- ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- ・イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

(社会保険料関係)

- ・厚生年金保険料等の納付猶予の特例
- ・労働保険料等の納付猶予の特例

令和2年5月2日

地方獣医師会事務局 御中

愛玩動物の新型コロナウイルス感染症につきましては、2月28日及び3月9日に本会の見解をホームページにて公表しているところですが、今般の海外におけるネコ科の動物での感染例の報告等を受け、あらためて以下のとおり5月1日付け本会の見解を公表いたしましたのでお知らせいたします。

https://seo.lin.gr.jp/nichiju/suf/topics/2020/20200502_01.pdf

愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について

2月下旬から3月上旬、香港において新型コロナウイルス感染者の飼育犬からPCR弱陽性反応が出た事例、さらに感染が疑われる事例が発表されました。

この発表を受けて日本獣医師会は、「①感染サイクルの主体は人ですが、感染した人と濃厚接触のあった愛玩動物への感染の可能性は否定できないこと、②飼い主がしっかりした感染防御の対応をとることが、ご自身の愛玩動物を感染から守るためにも、最も重要だと考えること」とする見解を発表しました。

その後、動物の新型コロナウイルス感染については、次のような報告がなされています。

- ニューヨークやインドの動物園でのネコ科動物への感染や、ベルギーやアメリカでの猫への感染が報告されています。しかし、これまで愛玩動物から人に感染したという事例は報告されておらず、ベルギー当局も「愛玩動物から人に感染する危険性はない。」としています。
- 中国やドイツにおける感染実験では、豚や鶏は非感受性であり、犬も殆ど感受性がないとしています。しかし、猫とフェレットは感受性が高く、猫は呼吸器症状を示さず消化器症状を示して、猫から猫への感染が見られると報告されています。

このような知見にかんがみ、日本獣医師会としては改めて以下のような対応を推奨いたします。

- ① 感染した人と濃厚接触のあった愛玩動物が感染する可能性は否定できないことから、ご自身の愛玩動物を感染から守るためにも、飼い主がしっかりした感染防御の対応をとることが最も重要です。
- ② 人から猫、猫から猫への感染の可能性が考えられることから、①のほか、猫は外に放さず室内で飼育することが適正飼養の観点からも望まれます。

- ③ 新型コロナウイルス陽性となった飼い主と接触のあった動物に臨床症状が認められた場合は、事前にかかりつけの獣医師と電話相談のうえ、獣医師の指示に従い動物病院で診察を受けてください。
- ④ 診察の際、獣医師は個人用防護具（マスク、ゴーグル、防護衣等）の使用を徹底し、十分に感染防御策をとって診察を行ってください。
- ⑤ 診察の結果によって検査の必要があると思われるときには、獣医師から国立感染症研究所獣医科学部に検査の必要性を問い合わせてください。

令和2年5月1日

公益社団法人 日本獣医師会

令和2年5月7日

地方獣医師会事務局 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課より情報提供がございましたのでお送りいたします。つきましては、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

【周知依頼】新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針（5月4日変更）等について

日本獣医師会 境専務理事 様

5月4日（月）、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（別添1参照。以下単に「提言」という。）が示されたところです。

提言においては、「長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある」とされ、「新しい生活様式」の実践例が示されました。

また、同日、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（別添2参照。以下単に「対処方針」という。）が変更され、「事業者及び関係団体は・・・業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされているところです。

貴会におかれましては、提言及び対処方針の内容について御承知いただき、引き続き、感染拡大の防止に御協力くださいますようお願いいたします。

つきましては、この新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の内容につきまして、地方獣医師会の皆様にもご周知いただきますようお願いいたします。

お手数おかけしますが、よろしく願いいたします。

別添1：「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）

（ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627553.pdf> ）

別添2：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月4日変更）

（ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627560.pdf> ）

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

令和2年5月13日

地方獣医師会事務局 御中

環境省動物愛護管理室より情報提供がございましたのでお送りいたします。

令和2年5月12日付けで、「ペットを飼っている皆さまへ -新型コロナウイルスへの対応-」の普及啓発用チラシが公開されたとともに、ペット関連の新型コロナウイルスに関連する環境省ホームページが更新された旨の周知依頼です。

新型コロナウイルス関連情報（ペットを飼っているみなさま、ペット関連事業者のみなさまへ）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/coronavirus.html

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会

ペットを飼っている皆さまへ

-新型コロナウイルスへの対応-

ペットから人への感染は、現時点では報告されていません

- 海外では、感染した飼い主からペットが感染した例が数例報告されています。
- ペットがヒトの感染に重要な役割を担う証拠はないとされています。

ペットの世話やペットへの感染防止のためにも、

人が感染しないことがいちばん大事です！

飼い主がいま、やるべきことは？



**家族や知人などもしもの時の預かり先を
決めておきましょう！**



預かり先が見つからない場合は、
かかりつけの動物病院などに相談を

動物との**過度な接触は控え**、
触れた際は、**手洗いなどの衛生対策**をしましょう

もし自分が**感染してしまったら？**

- **預かり先にペットを預け、適切な治療を受けましょう**
- **自宅待機**を指示された場合は、**ペットと距離をとりましょう**



5月12日時点の情報を基に作成

 **環境省**
Ministry of the Environment



預かりの支援団体等の連絡先など、
詳細は環境省動物愛護管理室HPを
ご覧ください

雇労第64-2号
令和2年5月13日

(公社) 埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する彩の国「新しい生活様式」 安心宣言の作成について (依頼)

埼玉県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施につきましては、県民の皆様、そして、事業者の皆様に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月7日に緊急事態措置の延長を決定したところですが、今後の措置の解除に向けて、政府の基本的対処方針において、全ての住民、事業者に感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着する必要があることが示されています。特に、事業者については、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成し、自主的な感染防止のための取組を進めることとされています。

県といたしましては、業種別に団体等のガイドラインを「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」(以下「安心宣言」という。)として自主的に作成していただき、その宣言に基づく対策を講じていただくとともに、業種別宣言を求められている施設・事業については、行政、経済団体・情報関連団体、労働団体、医療団体等で構成される「彩の国『新しい生活様式』評議会(仮称)」が業種別の団体等の安心宣言を確認する仕組みを創設することとしました。

これによって、感染拡大の防止と社会経済活動の両立が図られるとともに、県民の皆様が安心して生活できるようになると考えています(別添1参照)。

つきましては、下記のとおり、安心宣言の作成と宣言に基づく対策の実施をお願いいたします。

記

1 安心宣言の作成分類等について

安心宣言の作成については、現在の自粛要請の状況等に応じて次のように分類してあります(詳しくは別添2参照)。それぞれの分類に応じて、安心宣言を作成してください。

また、作成に当たっては「安心宣言作成上の留意事項」(別添3)を御確認ください。

(1) 区分A：業種別宣言を求められていない施設・事業

- ・感染リスクの低く、事業の継続を要請されている施設・事業
- ・感染リスクが低く、自粛を要請されていない施設・事業
- ・感染リスクのやや高い施設のうち、事業継続を要請し、飲食サービスを伴わないもの

「安心宣言作成に向けた基本的な方針」(別添4-1)及び「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」(別添4-2)を踏まえ、安心宣言を作成してください。

(2) 区分B：業種別宣言を求められている施設・事業

- ・感染リスクのやや高い施設のうち、事業継続を要請し、飲食サービスを伴うもの(その場で飲食を提供する場合を含む)
- ・感染リスクのやや高い施設のうち、事業継続・自粛を要請していないもの

区分C：業種別宣言を求められている施設・事業

・現在自粛調整中の11条規制対象施設・事業のうち、クラスター等が発生していないもの

「安心宣言作成に向けた基本的な策定方針」（別添4-1）及び「業種別彩の国「新しい生活様式」安心宣言作成に向けた留意事項」（別添4-3）を踏まえて安心宣言を作成し、「彩の国『新しい生活様式』評議会（仮称）」に提出するようにしてください。同評議会において内容を確認し、認定証を交付します。

(3) 区分D：国により特に留意すべきとされた施設・事業

当面、安心宣言の作成対象とはなりません。

なお、区分A～Dのリスクの高低に応じ、緊急事態宣言の有無にかかわらず自粛要請については5月末の県内の医療及び陽性者の状況等に基づき判断します。

2 提出期間（区分B及びCの施設・事業）

令和2年5月18日（月）から5月22日（金）まで

3 提出先

彩の国「新しい生活様式」安心宣言受付窓口

電子メールアドレス：a3900-06@pref.saitama.lg.jp

電子メール本文に団体名、代表者名、担当者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載し、作成した安心宣言を添付ファイルにしてお送りください。

メールの件名は【団体名・彩の国「新しい生活様式」安心宣言】としてください。

4 問合せ先

埼玉県緊急事態措置相談センター

電話番号：048-830-8141

受付時間：9：00～18：00

〈参考資料〉

1 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」抜粋

（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更））

2 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」抜粋（2020年5月4日）

3 「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」抜粋（令和2年5月4日）

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉

3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止

4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声

6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)

8 新しい働き方に向け努力 します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤

宣言日：令和 2 年 5 月 21 日

名 称：公益社団法人 埼玉県獣医師会

※詳細はホームページ（<http://www.saitama-vma.org/>）をご覧ください



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和2年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和2年5月20日現在)

| 年月日 | 産業動物 | 小動物 | 公衆衛生 |
|---------------------|--|--|--------------------------------|
| 4月 | | | |
| 5月 | | | |
| 6月19日(金) ～21日(日) | 第100回日本獣医麻酔外科学会/第112回日本獣医循環器学会/第67回日本獣医画像診断学会 2020春季合同学会 (さいたま市 大宮ソニックシティ)→中止 | | |
| 7月23日 (木・祝) | | 東支部 「乳腺腫瘍」 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 病理組織検査ノースラボ 賀川 由美子 先生 (越谷市 越谷サンシティ)→中止 | |
| 8月 | | | |
| 9月6日(日) | 令和2年度 関東・東京合同地区獣医師大会(栃木) 獣医学術関東・東京合同地区学会 (宇都宮市 栃木県総合文化センター)→1年延期 | | |
| 10月18日(日) | | 東支部 「整形外科(未定)」 東京大学付属動物医療センター 本阿彌 宗紀 先生 (越谷市 越谷サンシティ) | |
| 11月 | | | |
| 12月6日(日) | | 東支部 「画像診断(未定)」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 (越谷市 越谷サンシティ) | |
| 令和3年 1月17日(日) | | 南支部 「演題 未定」 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 (場所 未定) | |
| 1月 | 農林支部 令和2年度埼玉県家畜保健衛生 生業績発表会 | | |
| 2月11日 (木・祝) | | 北支部 「画像診断(未定)」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 (場所 未定) | |
| 2月 | | | 衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会 |
| 1月22日(金) ～24日(日) | 令和2年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(兵庫) (神戸国際会議場・展示場)→中止 | | |
| 3月 | | | |

事務局メモ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vmc.org/>

ID：SVMA（半角・大文字） パスワード：MITSUO（半角・大文字）

- | | | | |
|-----------|---|-----------|--|
| 5月17日 | 南支部総会 → 開催中止・書面協議 | 7月16日 | 埼玉県狂犬病予防協会総会（さいたま市 さいたま商工会議所会館） |
| 5月19日 | 西支部総会 → 開催中止・書面協議 | 7月23日 | 東支部学術講習会（越谷市 越谷サンシティ）→ 開催中止 |
| 5月19日 | 埼玉県畜産会第1回役員会（熊谷市 ホテルガーデンパレス）→ 開催中止・書面協議 | 9月6日 | 関東・東京合同地区獣医師大会（栃木県 栃木市 栃木総合文化センター）→ 1年延期 |
| 5月21日 | 東支部総会 → 開催中止・書面協議 | 10月18日 | 東支部学術講習会（越谷市 越谷サンシティ） |
| 5月27日 | 北支部総会（深谷市 埼玉グランドホテル深谷）→ 開催中止・書面協議 | 12月6日 | 東支部学術講習会（越谷市 越谷サンシティ） |
| 5月31日 | さいたま市支部総会 → 開催中止・書面協議 | 令和3年 | |
| 6月4日 | 第72回定時総会（さいたま市 清水園）→ 規模縮小して開催 | 1月17日 | 南支部学術講習会（場所未定） |
| 6月5日 | 埼玉県畜産会通常総会（熊谷市 ホテルヘリテイジ）→ 規模縮小して開催 | 1月22日～24日 | 令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（神戸市 神戸国際会議場・展示場）→ 開催中止 |
| 6月11日 | 埼玉県農業共済組合第4回通常総代会（吉見町 吉見町民会館）→ 規模縮小して開催 | 2月11日 | 北支部学術講習会（場所未定） |
| 6月19日 | 第41回関東しゃくなげ会研修会（東京都 上野精養軒）→ 開催中止 | | |
| 6月19日～21日 | 2020春季合同学会（さいたま市 大宮ソニックシティ）→ 開催中止 | | |
| 6月23日 | 日本獣医師会第77回通常総会（東京都 明治記念館） | | |
| 6月24日 | 埼玉県狂犬病予防協会役員会（さいたま市 知事公館） | | |
| 7月10日 | 日本獣医師会事務・事業推進会議（東京都 TKPガーデンシティPREMIUM 田町） | | |

編集後記

100年に一度という感染症が世界中を巻き込んでいる。その影響で県獣医師会も全ての会合を書面協議としているが、狂犬病集合注射まで殆どの班でやむなく中止や途中での中止をせざるを得なくなった。感染すると死に直面する可能性のあるCOVID-19だ。戦後生まれだが「緊急事態宣言」などと言う言葉はまるで戦時中のことのようにだ。

第667号の編集後記に世界大恐慌になるのでは？と書いたが、まさに世界はその真っただ中だ、専門家は第2波、3波がやって来る言っている、納得だ！

これだけ医学が発達していてもどれだけの人の命奪われてしまうのだろうか。命と経済ではどちらが大切なのか。平時は経済だろうが、今は違う、感染すると元気な人でも命を落とす。

福田赳夫元総理大臣には「人の命は地球より重い」との名言があるが、今の国会議員はそう思っているのだろうか。本人や家族が感染したら少しは対応が変わるのであろうか。はたから見ていると緊張感が見えてこない。

トランプ大統領が少し前に経済第一と言っていたが、副大統領や側近が感染し、米国は感染者や死者が激増して暢気に構えていられなくなって、以前から続けていた中国バッシングに拍車がかかりWHOまで巻き込んで責めている。日本も米国も経済に気を取られて一手遅れた、医療関係者が傍に居るはずなのに、なぜ学校を休校にした時に緊急事態の発動をしなかったか？亡くなる方も感染者の拡大も少なくなり、環境は変わっていたはずである。ドイツのメルケル首相は賢明だった、3月中旬からロックダウンを行い、現在は国技のブンデスリーガーが無観客ではあるが開催されている。

まだ有効な対応策がない中で、比較をすることは少々おこがましいが、獣医師としては、ウイルスによる感染症の一つとして考えると国内の豚コレラ発生と同じように、経済を優先したことが原因ではなかったろうか？

世界の専門家が必死に研究をしているお陰で、少しずつこのウイルスの正体が暴かれつつあるようだが、我々は常にマスクをし、三密、

SocialDistance、StayHomeを守って、感染拡大を防ぎながら、研究者の努力によって一日でも早く治療薬とワクチンが出来るのを待ちましょう。

今年の4月は、いざ狂注スタート！と誰もが準備万端整ったところ、開始当日から、あるいは、開始数日後に中止となった班や、役所との関係上感染防止対策を講じて続けた班など、それぞれの班に大変なご苦勞をお掛けしました。現在、集合注射の実施頭数は事務局によると1割強だそうです。病院注射の進捗状況にもよりますが、万が一に備えて接種率を上げるために何らかの対応が必要になるかもしれません。

集合注射が中止になったとは言え、我々獣医師の動物病院は有難いことに、「生活必需サービスとして、感染に十分注意を払って動物の診療を…」との事で仕事出来るのだから、営業の自粛を要請されている業種に比べて恵まれている事を忘れてはいけません。

世の中は無給、倒産、家賃の滞納、閉店、瀕死の状態のお店や企業、はたまたDV、離婚等等など上げたらきりが無いほどの悲しい報道ばかりである。COVID-19を恨んでも恨み切れない状況の中、今後はどんな生活が待っているのだろうか？

昨年は産業動物を診療する先生方や家保、保健所に勤務する先生方は豚コレラ発生で出勤しましたが、今回はCOVID-19発生の対応で保健所に勤務する会員の先生方は全員がてんてこ舞いの忙しさであろうと想像します。本当にご苦勞様です。

こう見ると、我々獣医師は様々な役職で大変重要な仕事を背負っており、派手ではないが社会に誇れる仕事であると改めて認識し、一日も早く終息に向かう事を祈ります。

先月の会報の巻頭の高橋会長の挨拶にある様に、本年度の（公社）埼玉県獣医師会の定時総会はCOVID-19拡大防止のため、役員など最小限の出席者のみの総会になります。会員の皆さんには申し訳ありませんが、委任状の提出にご理解とご協力をお願い申し上げます。

（不動）



日本獣医師会・獣医師会活動指針

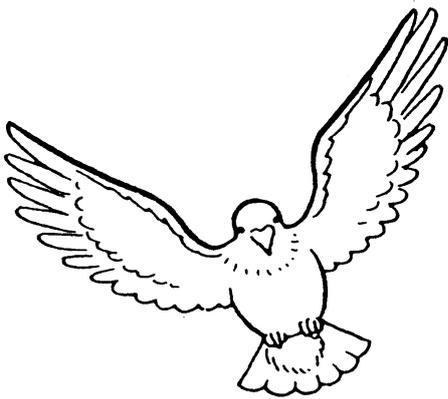
－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言－」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとその責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

彩の国



さいたま

